

墨田区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部
を改正する条例（案）概要

1 改正概要

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等の対象を次のとおり拡大する。

〔現行〕

他の条例又は規則の規定において、書面等により行うことその他のその方法が規定されているもの

〔改正案〕

他の条例又は規則その他の区の機関の定める規程の規定において、書面等により行うことその他のその方法が規定されているもの

- (2) この条例に基づき電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受ける者の同意を要することを明文化する。

2 施行期日

公布の日